

社会福祉法人須坂市社会福祉協議会支部規約 (案)

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、社会福祉法人須坂市社会福祉協議会 支部といい事務所を に置く。

(目 的)

第2条 本会は、当地区内における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域住民の福祉増進を図るとともに、須坂市社会福祉協議会の目的達成に寄与することをもって目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 当支部の社会福祉事業の計画並びに推進
- (2) 当地区における社会福祉関係資料の調査及び研究
- (3) 社会福祉に関する諸募金の協力
- (4) 生活環境の改善に関する事項
- (5) その他本会の事業達成に必要な事項

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、須坂市社会福祉協議会の会員で、当地区に居住するものをもって会員とする。

第3章 役 員

(役員の種類及び定数)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 名
- (2) 監 事 名

2 理事のうち1名を支部長、 名を副支部長とする。

(役員を選任)

第6条 支部長、副支部長は、理事会において選任する。

2 理事及び監事は、評議員会において会員の中から選任する。

(職 務)

第7条 支部長は、本会を代表し会務を統轄する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故あるときは、あらかじめ支部長の指名した副支部長が、その職務を代理する。副支部長のうち1名は会計をつかさどる。

3 監事は理事の会務の執行、会計、財産の状況等を監査する。監事は理事、評議員を兼ねることができない。

(理事会)

第8条 理事は理事会を組織し、本会の業務を決定する。

但し、日常軽易な業務は支部長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会の業務は、次のとおりである。

- (1) 年度事業計画及び予算に関する事項
- (2) 評議員会に付議する事項
- (3) 評議員会の議決で委任された事項
- (4) 諸規定の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他支部長が付議した事項

(会議)

第9条 理事会は、支部長が招集し、その議長となる。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通告された事項についてのみ代理者に権限を委任し、又は文書で議決に加わることができる。

(任期及び補充)

第10条 理事及び監事の任期は 年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により就任した理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職及び団体代表の故をもって役員となったものの任期は、その在職期間とする。

第4章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第11条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の議決により支部長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について支部長の諮問に答える。

4 参与は、会務の運用に参与する。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第12条 本会に評議員 名をもって構成する評議員会を置く。

(評議員の選任)

第13条 評議員会は、別に定めるところにより、会員のうちから選任する。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次の事項を審議する。

- (1) 年度事業計画並びに予算決算に関する事項
- (2) 重要諸規定制定及び改廃に関する事項
- (3) その他支部長が付議した事項

(会 議)

第15条 評議員会は、支部長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 評議員会は毎年回これを開く。但し、臨時に開くことができる。必要と認めるときは、評議員会をもって総会に代えることができる。
- 3 支部長は、評議員の5分の1以上から付議事項を示して招集を請求された場合は、評議員会を招集しなければならない。
- 4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通告された事項について代理者にその権限を委任し、又は、文書をもって議決に加わることができる。

(任期及び補充)

第16条 評議員の任期は 年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 公職及び団体代表の故をもって評議員となったものの任期は、その在職期間とする。

第6章 資産及び会計

(資産の種類)

第17条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 須坂市社会福祉協議会よりの交付金
- (3) 資産より生ずる果実
- (4) その他の収入

(資産の保管)

第18条 本会の資産は、理事会の議を経て、支部長がこれを保管する。

- 2 資産のうち現金は、理事会の議を経て、確実な金融機関又は郵便官署に預け入れるものとする。

(予 算)

第19条 本会の予算は、毎会計年度前に支部長において編成し、理事会の議を経て評議員会の議決を得なければならない。

(決 算)

第20条 本会の収入支出決算は、毎会計年度終了後3ヵ月以内に評議員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第7章 解 散

(解 散)

第22条 本会の解散は、須坂市社会福祉協議会の指令による。

- 2 解散後の残余財産は、須坂市社会福祉協議会に帰属するものとする。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第23条 この規約を変更しようとするときは、理事の4分の3以上の同意と、評議員会において出席評議員4分の3以上の議決を経なければならない。

(付 則)

第1条 この規約の施行について、必要な細則は、理事会において定める。

第2条 この規約は 年 月 日から施行する。